

第24期佐世保市農業委員会第19回総会議事録

1 開催日時 令和3年12月27日(月) 9時30分から11時00分

2 開催場所 市役所3階 全員協議会室

3 出席農業委員(17名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

委員 13番 水口 一男

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	中里地区	永田 富士夫
江上地区	北村 憲治	相浦、九十九地区	富川 利光
宮地区	坂口 要	吉井地区	末永 広幸
三川内地区	迎 篤之	世知原地区	尾崎 修平
早岐地区	久野 利幸	宇久地区	畠中 辰秀
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	松田 庄二
皆瀬地区	山口 良行		

6 欠席推進委員

大野地区 村田 司

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	中里 忠義
事務局係長	天羽 孝太郎
事務局主査	藤 和弘

事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主任主事 牟田 雄介
事務局主任主事 佐藤 拓磨

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第179号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
第180号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第181号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第182号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第183号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第184号議案 非農地証明願について
第185号議案 非農地通知について
第186号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第187号議案 農用地利用集積計画（案）について
第188号議案 農用地利用配分計画（案）について
第189号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告5 農地転用許可不要案件の受理について
報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について
報告8 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について

9 会議の概要

副会長 皆さま、おはようございます。佐世保市農業委員会第19回総会を開会いたします。

一、開会。

①会長挨拶。

会長 皆さま、おはようございます。だいぶ寒くなってまいりました。今年最後の総会ということでご出席いただきありがとうございます。今年度も残りわずかでございますけれども無事に年を越すことが出来るかなと思っております。しかしながら、年々、農業委員会に課せられた仕事が多くなってきておられると思います。人・農地プラン

や、中間管理事業や、農地集積関係問題など。昔にはなかった仕事が少しずつ増えてきており、みなさまも大変だと思っております。機会あるごとに制度などについて考えていただきたいと思っております。それから今年も、私たちの同志である川上農業委員、元推進委員の菅さんが亡くなりました。本当に寂しい限りでございます。そしてまた入院をされた委員もいらっしゃるなど、色んな一年であったと思います。今後も色んな問題があると思いますけれど、和を以て貴しとなすという言葉がありますようにみんなで団結し、乗り越えていきたいと思っておりますのでご協力のほど賜りますようお願い申し上げます。今年も残り5日間ではございますが、どうかみなさまご家族お揃いで、健康で令和4年の初春をお迎えにならんことを心から御祈念申し上げまして開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。今日もよろしくお願い致します。

副 会 長 ありがとうございます。それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事 務 局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。在籍の委員18名のうち、本日13番水口委員から欠席届が提出されていますが、17名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

 なお、大野地区の村田推進委員から欠席届が出ていることを併せて報告いたします。以上です。

副 会 長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、1番 有馬秀志委員、3番 阿波茂敏委員、補充として4番 中里政義委員をお願いいたします。

議 長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

 第179号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第179号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請についてですが、1番、相浦、九十九地区の案件について取り下げの願いが出ておりますので本議案につきましては取り下げさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長 本議案については、事務局説明のとおり議案の取り下げとなりますので、次の議案に進みたいと思います。第180号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第180号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明に入る前に今回の申請案件に関連しまして、その他事務局報告事項として本日資料を配布しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思っております。お手元に配布しております資料その他1 違反転用事案報告についての資料をご覧

ください。

～資料説明～

本案件について追認許可相当と県の判断があったことから顛末書を添付して、転用許可申請があり第180号議案 農地法第4条の許可申請案件の1番としております。

1番、三川内地区、申請者は記載のとおり。申請地所在は横手町。地目は登記田、現況宅地です。面積は272㎡。転用目的は進入路及び宅地の一部。施設は既存住宅進入路及び敷地の一部。耕作者なし。農地区分は農振内白地、10ha未満、小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして横手町公民館から南西に約50mの位置にあります。被害防除計画としまして造成計画は現状のまま利用する。擁壁とコンクリート施工をしており、平成7年頃より、周辺への被害は生じていない。日照通風は住宅の一部となっており、周辺農地への被害は及ぼしていない。排水計画は雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じていない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

次に2番、中里地区。申請者は記載のとおり。申請地所在は上本山町。地目は登記田、現状田。面積は1,157㎡。転用目的は貸駐車場用地。施設は貸駐車場40台。耕作者あり。農地区分は農振内白地、MR中里駅からおおむね300m以内で第3種農地に該当します。参考事項としましてMR中里駅から南東に約280mの位置にあります。被害防除計画としまして造成計画は盛土最高1m。擁壁を設け、舗装を行うため、周辺農地に土砂流出の被害を及ぼす恐れはない。日照通風は緩衝地を設ける幅はおおよそ1m。排水計画は雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおり。農地法第3条取得後の転用に係る理由書を読み上げます。平成27年に贈与を受け、取得しましたが、収入が安定せず、生活に不安感を感じております。この度、当該地を貸駐車場として造成し、自身が営む農業における農産物の生産から得る収入と合わせて生活の安定を図りたく転用申請を行いますとのことです。都市計画法関係は許可不要です。以上です。審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番三川内地区。

4 番 4番中里です。12月1日に迎推進委員、事務局職員、申請者と現地を見てまいりました。説明にあった通り県道拡張工事などといったことがあり現在のような状態になっていると思われませんが問題はないと思われました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎 委員 三川内地区の推進委員の迎です。説明のとおり問題ないと思います。

議 長 続きまして、2番中里地区。

1 1 番 1 1 番近藤です。当該地は8月に除外申請としてあがったところでありまして、ここは基盤整備地区でありまして、そこに駐車場を作るということでございます。中里駅から近くとなっております。今回は、転用に対してやむを得ないと思っております。今後は基盤整備地が容易に除外、転用されないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

永田委員 中里地区の推進委員の永田です。説明のとおり問題ないと思ひます。

議 長 それでは、1、2番の案件につきまして何かご意見等ございませぬか。はい、西尾委員。

1 5 番 1 5 番西尾です。1番の案件について違反転用に至る経緯としては、土地を交換して進入路及び宅地の一部としたということのようでございますけれども、登記名義が変わっていたかということと相手方の土地についても既に名義が変わってちゃんと手続きが終わっているのか伺いたひと思ひます。

事 務 局 はい、事務局です。まず、名義の移転に関しましては既にもう終わっている状態です。片方の土地については把握しておりませぬ。

1 5 番 1 5 番西尾です。次回からこのような事案が発生した場合は相手方の名義についても確認して、していなければ指導をするといった対応が今後は必要かと思われませぬ。

迎 委員 三川内地区迎です。参考のために補足をしたひと思ひます。本案件は当時私がかかわっており、いきさつとしては申請者の土地が狭かったので、広い土地を希望されておひ、相手方の家の近くに申請者の土地があつたのと、双方家から離れていたため交換したほうが良いのではないかと交換を勧めました。交換の話は致しましたがその後の名義の変更は数年前に話が進み、本人さんは名義は変わっているが、地目まで変えることを知らなかつたと思われませぬ。

議 長 西尾委員よろしいですね。ほかに何かございませぬでしょうか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

- 議 長 賛成多数ですので、第180号議案は許可相当として県に進達いたします。
- 第181号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請（一時転用）について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい、第181号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明します。
- 1番、世知原地区、申請者は記載のとおり。申請地所在は世知原町矢櫃。地目は、登記畑、現況畑。面積は5,821㎡です。転用目的は農地改良です。農地改良の概要といたしましては耕作地の一部が段差地で、原野状態となっており、活用できていないため、低くなっている土地の一部（496㎡）に、盛土造成を行い、現在作付けしている土地の高さを合わせて一体利用できるようにする。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満、小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、弦掛観音から南に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容といたしましては造成計画、盛土最高4.9m、最低3.9m。法面保護をする。日照通風は施工後は農地利用するため被害を及ぼす恐れはない。排水計画は雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。農地改良計画の内容としましては改良場所の在来表土剥ぎ取りを行い、一時保管し、同一地区内で採取した土砂で嵩上げを行い、造成した後、表土を戻して耕起可能な状態にする。本件施工場所は496㎡ですが、8か月間の造成期間中、施工場所以外の農地についても造成工事に利用して、農地として利用できないことから一筆全体の一時転用申請となっております。なお、3,000㎡を超える転用となりますので1月に開催されます、県の常設審議会へ諮問を行う案件となっております。
- 以上です。審議のほどよろしくお願い致します。
- 議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番世知原地区。
- 14番 14番田中です。12月23日に尾崎推進委員と現地を見てまいりました。申請者が牛を飼っており、飼料作物を作っておられます。その一部が低いということで嵩上げして平らにする。周りは山林でもあるので何も問題ないと考えます。
- 議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。
- 尾崎委員 世知原地区の尾崎です。いま田中委員が言われたとおりで、何も問題はありません。以上です。
- 議 長 それでは、1番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。
- 6番 6番浦です。お尋ねしますが、盛土4.9mと記載されておりますが、普通であれば2mまでではないのかと思いますが、どうですか。

事務局 はい、事務局です。通常の農地改良の届出の基準に関しては盛土最高2mまでとなっております。今案件については農地改良の基準から外れるので一時転用という形で県の許可を取っていただくようになっております。

議長 ほかに何か意見はございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第181号議案について許可相当として県に進達致します。
次に第182号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第182号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

まず8番、相浦、九十九地区の案件について取り下げの願いが出ております。よってそれを除いた9件についてご審議いただきたいと思っております。

それでは説明に入ります。1番江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおり。申請地所在は江上町の2筆。地目は、登記畑、現況遊休農地。面積は2筆合計974㎡です。転用目的は長屋住宅です。権利は所有権移転売買です。施設は長屋住宅1棟、鉄骨造2階建て、建築面積は230.97㎡、プロパン庫1.62㎡、駐車場13台。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満、小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、東明中学校から北東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容といたしましては造成計画、盛土最高4m、最低0.2m。切土最高3.62m、最低1.27m。擁壁を設ける。法面保護をする。コンクリート吹付。日照通風は建物高を加減、7.5m程度。排水計画は雨水は溜枡から水路放流。污水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は連たん区域です。

次に2番江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおり。申請地所在は江上町。地目は、登記田、現況遊休農地。面積は61㎡です。転用目的は貸駐車場。権利は所有権移転売買です。施設は駐車場3台。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満、小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、東明中学校から北東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容といたしましては造成計画、切土最高0.5m。土留め工事をする。砂利敷を行う。日照通風は建物等の建築はしないので、日照、通風に影響はない。排水計画は雨水は自然流下。污水、生活雑排水は生

じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

3番江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の3筆。地目は、登記田、畑、現況荒地、畑。面積は3筆合計467㎡です。転用目的は住宅用地。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造2階建、建築面積60.03㎡。併用地ありで、敷地全体面積494.20㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはながさき西海農業協同組合みかん選果所から南東に約230mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.4m。切土最高1.1m、最低0.1m。いずれも通路部分のみです。擁壁を設ける。緩衝地を設ける。日照通風、建物高を加減6.5m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は連たん区域です。

4番宮地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、城間町。地目は、登記畑、現況畑。面積は262㎡です。転用目的は住宅用地。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積98.54㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは四郎丸バス停から北西に約400mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m、切土最高0.5m。日照通風、緩衝地を設ける。幅3mから5m程度。建物高を加減5.0m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は分家住宅です

5番三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、三川内本町の2筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は2筆合計200㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積101.85㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外でJR三河内駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはJR三河内駅から東に約170mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.45m。隣接地との境界はブロック積等を設置し、土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減3.9m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です

6番早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町。地目は、登記田、現況畑。面積は189㎡です。転用目的は店舗建築。権利は、所有権移転売買です。施設は、店舗兼住宅1棟、木造2階建、建築面積62.10㎡。耕作者あり。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは重尾町公民館から北西に約120mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m。擁壁を設ける。日照通風、周辺に農地がないため、周辺の営農に影響を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可

申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は法第34条第1項第1号該当です

7番日宇地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、日宇町の2筆。地目は、登記宅地、田、現況休耕。面積は2筆合計293.20㎡です。転用目的は駐車場、作業場及び資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、駐車場2台、作業場54㎡、資材置場46.5㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは日宇小学校から北東に約210mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。砂利敷きをし、南側はコンクリートブロックを設置して土砂流出を防止する。日照通風、工作物は設けないことから、被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。本件には、登記地目宅地の筆がございますが、これは当該地の課税地目が畑となっており、農地台帳にも畑で記載があったことから、併用地でなく農地転用対象として申請が行われているものです。

9番吉井地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町福井の2筆。地目は、登記畑、現況畑。面積は2筆合計859㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積122.87㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは福井洞窟から北に約260mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2.2m、最低0.5m。北側農地との境界には擁壁を設け、南側、西側は法面保護をする。日照通風、建物高を加減6.2m程度。排水計画、雨水は水路放流、自然流下。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

10番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町下原の3筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は3筆合計1,759㎡です。転用目的は資材置場、駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、駐車場8台、トラック整備ヤード276.37㎡、資材置場576.35㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは吉元公民館から南に約510mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。土留め工事を行い、緩衝地を設けることにより土砂流出を防止する。日照通風、緩衝地を設ける、幅1.0m程度。隣接農地への通路を確保する。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。以上ですが、5番、7番の案件、及び10番の案件について、それぞれ関係する委員の方がおられます。よろしくお願いたします。

議 長 5、7、10番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、まず、5、7番案件について農業委員会法第31条の規定により、対象となる委員は退室していただき審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

- 議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。5番三川内地区。
- 4 番 4番中里です。12月25日に迎推進委員と現地調査を行いました。問題ないと思
ました。宜しくお願いします。
- 議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。
- 迎 委員 三川内地区の迎です。中里委員が言われたとおりで、問題ないと思います。宜しくお
願いします。
- 議 長 続きまして7番日宇地区。
- 6 番 6番浦です。12月26日に磯本推進委員と行ってまいりました。記載のとおり何も
問題ないと見てまいりました。以上です。
- 議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。
- 磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたとおり、現地調査を行った結果、何も問題は
ないと見てまいりました。
- 議 長 それでは5番、7番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。
はい、西尾委員。
- 1 5 番 15番西尾です。7番案件について質問です。転用される面積は約300㎡。利用さ
れる面積が約120㎡と記載。土地利用計画平面図が提出されてはいるが、転用される
面積と比べ利用される面積が半分にも満たないので、もう少し駐車場を広くするといっ
た利用方法を検討したほうがいいのではないかと。
- 事 務 局 はい、事務局です。施設の概要を記載しておりますが、他にも法面が約36㎡、駐車
場内部で転回用として約101㎡あります。合計で293㎡です。
- 議 長 ほかに何か意見はございませんか。
- 委 員 (なし)
- 議 長 ないようですので、5番、7番案件の採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願
いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、5番、7番案件について許可相当として県に進達致します。
委員は入室願います。

～委員入室～

議長 続きまして10番の案件も、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、対象となる委員は退室していただき審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議長 それでは地区担当委員の調査結果ですが、水口委員が欠席のため14番田中委員願います。

14番 14番田中です。12月23日に水口委員と末永推進委員と現地を見てまいりました。申請者は申請地以外にも資材置場、駐車場も借りていましたが、撤去を言い渡され、今回当該地を見つけ申請に至りました。水路も引く予定ですが、周辺の耕作者との話し合いも済ませているとのことですので問題ないと思います。

議長 それでは何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。10番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、10番の案件について許可相当として県に進達致します。
委員は入室願います。

～委員入室～

議長 続きまして残りの1番、2番、3番、4番、6番、9番の案件につきまして審議を行いたいと思います。1番、2番、3番江上地区。なお、地区担当農業委員が欠員となっておりますので針尾地区の有馬委員にお願い致します。

1 番 1 番有馬です。1 2 月 2 6 日に江上地区の北村推進委員と行ってまいりました。1 番、2 番について周辺は遊休農地、地域住民への説明会も済ませていることから何も問題ないと見てまいりました。また 3 番案件についても同日現地調査を行ってまいりましたが問題ありませんでした。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

北村委員 江上地区の北村です。1 番案件、2 番案件は土地が隣接しておりまして、市道に面しております。周辺に道を挟んで田はありますが、現地調査から何ら影響等はないと見受けられ、説明会の話でも何ら問題ないと聞いておりますので、何も問題はないと思います。

3 番案件は農地の北側に建築されるので日照通風などの観点から問題ないと思います。

議 長 それでは 4 番宮地区。

3 番 3 番阿波です。1 2 月 2 2 日坂口推進委員と譲渡人と現地調査を行いました。貸渡人と借受人は親族にあたり道を挟み、住宅を構えるとのこと。周辺の農地への影響は見受けられないと思いました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が話されたように何も問題ないと思います。以上です。

議 長 次に 6 番早岐地区。早岐は私の担当地区なので説明致します。1 2 月 2 5 日に久野委員と現地調査を行いました。農産物の加工販売を行う店舗が建設されると聞いており、周辺の農地に対して影響はないと見受けられました。

議 長 地区担当推進委員の意見ををお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。会長が話されたように何も問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは 9 番吉井地区。

1 4 番 1 4 番の田中です。1 2 月 2 3 日に末永推進委員と水口委員と現地調査を行いました。被害防除計画どおりにしていただければ問題ないと思います。以上です。

議 長 地区担当推進委員の意見ををお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。田中委員が話されたように被害防除計画どおりにしていただければ問題ないと思います。以上です。

議長 それでは1番、2番、3番、4番、6番、9番の案件につきまして何かご意見等ございませんか。阿波委員。

3番 3番阿波です。6番の案件についてですが、私もうろ覚えなのですが、建築規制がかかっている部分があり、確か5年間ほどだったと思うのですが、今回の案件ではいつ除外され、除外された理由を説明していただければと思います。

議長 今でも広田地区は規制があります。店舗に該当するので規制対象外です。

3番 住宅にも利用されると記載されていますが規制対象ではないのでしょうか。

議長 今回は住宅にもなっていますが、店舗が主なので都市計画法の許可の見込みがありますので問題ないです。

3番 3番阿波です。先ほど西尾委員も話されていましたが、面積と施設利用面積は違いますが、残りの面積はどのような扱いになるのでしょうか。

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 はい、事務局です。面積と利用面積については地形によって利用できる面積は異なるところはございますが、具体的な基準が示されておらず、どのように利用される予定かを確認し、明らかに利用されない面積が多い場合は指導の対象になっております。

3番 宅地であれば500㎡上限が規制されていなかったですか。

事務局 住宅の基準については市街化調整区域等に関しては上限が500㎡であったり、農業従事者の方が建てられる家で、農業用の倉庫を併設するようであれば、都市計画法上許可は不要になり農地転用の指針では1000㎡となっております。

議長 他に何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、1番、2番、3番、4番、6番、9番の案件について許可相当として県に進達致します。

次に第183号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第183号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明します。

まず、1番の相浦、九十九地区の案件について取下げの願いが出ております。よってそれを除いてご審議いただきたいと思っております。

2番江迎地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町乱橋。地目は、登記田、現況荒地。面積は1,500㎡です。転用目的は事務所在地。権利は、賃借権設定、11ヶ月です。施設は仮設事務所2棟、建築面積2棟合計44.74㎡。資材置場230㎡。駐車場12台。通路112.5㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内農用地です。参考事項としまして、こちらは江迎中学校から南に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。シート等を敷き、砂利敷きを行う。日照通風、建物高を加減2.6m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水はくみとり。生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、仮設物、砂利等の撤去後耕起し、農地への復旧を行うとなっております。なお、農用地区域内での1000㎡を超える転用となりますので1月に開催されます県の常設審議委員会への諮問案件となります。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。2番江迎地区。

17番 17番松永です。12月25日に小川推進委員と現地調査を行いました。西九州道路のインターが出来ます。それに伴う工事でありまして周辺地域は遊休農地なので特段問題ないと思われました。宜しくお願いします。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。松永委員が言われたとおりで、東側は田であるが問題ないと思っております。また地元周辺住民と借受人双方からの話も聞き、問題ないと判断しました。宜しくお願いします。

議長 それでは2番の案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第183号議案について許可相当として県に進達致します。
次に第184号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第184号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、早苗町の1筆。登記地目畑、現況宅地。面積は300㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは早苗町二組公民館より南に約50mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

2番、小佐々地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、小佐々町矢岳の1筆。登記地目畑、現況宅地。面積は532㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは神崎地区公民館より北に約630mの位置にあり、農振外で、事由の②-1に該当します。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いしますが、1番早岐地区につきましては、私が担当しておりますので説明致します。12月25日に久野推進委員と現地調査を行いました。事由の②-1該当し、農地法施工前から非農地であります。市街化区域内でもありますので問題ないと見受けられます。

議長 地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。会長が話されたように何も問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、2番小佐々地区。

16番 16番赤木です。12月22日水曜日に松田推進委員と現地調査に行っておりました。問題ないと思います。宜しくお願ひ致します。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

松田委員 小佐々地区の松田です。赤木委員が言われたように問題はないと思います。よろしくお願ひ致します。

議 長 それでは第184号議案について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第184号議案について非農地証明を交付することとします。
次に第185号議案 非農地通知について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第185号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、200筆で面積が120,020.67㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは第185号議案について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第185号議案について非農地証明を発出することとします。
次に第186号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第186号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、長畑町。地目は、登記畑、現況畑。面積は555㎡。農振内白地で権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、日宇地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、日宇町の23筆。地目は、登記田、畑、現況畑、保全、樹園地、田。面積は23筆合計の8,371.83㎡。市街化区域、農用地区域、農振内白地で権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当していません。よって許可要件のすべてを満たすものと考えます。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。12月22日に坂口推進委員と現地調査に行っていました。現状畑として利用されており、譲受人と譲渡人は親戚関係にあたり、譲渡人が遠方にいることから譲り受けるとのことで問題ないと思います。宜しくお願ひ致します。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたように問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、2番日宇地区。

6 番 6番浦です。12月26日に磯本推進委員と現地調査を行いました。問題ないと思います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたように問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 それでは何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第186号議案について許可することと致します。

それでは第187号議案 農用地利用集積計画(案)について事務局の説明をお願いします。

事務局 第187号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。利用権の設定は、三川内地区2件、日宇地区1件、中里地区1件、吉井地区1件、世知原地区2件、宇久地区7件、鹿町地区1件の計15件。解除条件付きの利用権設定は、早岐地区1件。全体で16件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。以上、ご審議よろしくお願ひいたします

議 長 それでは何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第187号議案について全て承認されましたので(案)を削除願います。

次に第188号議案 農用地利用配分計画(案)について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第188号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、早岐地区2件、小佐々地区1件で、合計3件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。なお、3番の案件に関係する委員がおられます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 3番の案件は除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議 長 それでは3番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、3番の案件について承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは3番の案件以外につきまして何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第188号議案はすべて承認されましたので(案)を削除願います。続きまして第189号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について事務局の説明をお願いします。

事務局 第189号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)についてですが、議案説明の前に今議案に関連して合意解約がなされておりますので、報告6を先にご報告いたします。35～36ページをお開きください。報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定に基づく利用権の合意解約について、針尾地区4件、柚木地区4件で合計8件を受理しております。以上報告いたします。それでは、議案に戻ります。

第189号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして、針尾地区5件、宮地区5件、柚木地区4件、小佐々地区1件で合計15件の申し出がありました。なお、1番から4番の案件に該当する委員がおられます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 1から4番の案件は除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、対象となる委員は退室していただき審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議長 それでは1番から4番の案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、1番から4番の案件について承認されましたので委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは1番から4番の案件以外について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第189議案はすべて承認されましたので(案)を削除願います。
以上で議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、江上地区1件、柚木地区1件、小佐々地区1件の計3件を受理しております。

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、日宇地区2件を受理しております。

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について日宇地区2件、柚木地区1件の計3件を受理しております。

報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について、法務局における地目変更登記申請に伴い、「江迎地区1」件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員等で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。

報告5 農地転用許可不要案件の受理について、農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、江上地区1件、吉井地区1件の計2件を受理しております。

報告6については先ほど説明したとおりになります。

報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について三川内地区6件、早岐地区3件、小佐々地区1件になっております。

報告8 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、相浦、九十九地区1件と
なっております。以上、ご報告いたします。

議 長 それでは、その他の案件に移ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 【2月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】
【させば農業委員会だよりを配布について】
【農業委員欠員補充について】

【視察研修について】

【年金加入者数、全国農業者新聞購読者数について】

【1月総会日程について】

副会長 来年は皆様、お揃いで総会の出席をしていただければと思います。それではよいお年をお迎えください。これをもちまして、第19回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。